

岐阜長良川鵜飼保存会規約

平成19年5月8日 決定

令和3年4月14日 改正

(名称)

第1条 本会は、岐阜長良川鵜飼保存会（以下「保存会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 保存会の事務所を岐阜市役所内に置く。

(目的)

第3条 保存会の目的は、国指定重要無形民俗文化財「長良川の鵜飼漁の技術」の保護団体として、文化財保護法第89条の2に規定する重要無形民俗文化財保存活用計画に基づき、鵜飼漁の伝統継承及び保存活用を推進することとする。

(事業)

第4条 保存会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 鵜飼漁の伝統継承及び保存活用に関する事業
- (2) 前号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事業

(組織)

第5条 保存会の会員は、次に掲げる者のうち、総会の承認を得たものとする。

- (1) 岐阜市長良の鵜匠
 - (2) 岐阜市ぎふ魅力づくり推進部ぎふ魅力づくり推進政策課長
 - (3) その他会長が必要と認めた者
- 2 会員が退会しようとするときは、総会の承認を得なければならない。
- 3 会員が保存会の名誉を著しく棄損し、または規約に違反したときは、総会において除名することができる。

(役員)

第6条 保存会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 2人
 - (3) 監事 2人
- 2 役員は、会員の中から互選により選任する。

(役員職務)

第7条 会長は、保存会の会務を総理し、保存会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、保存会の事業及び会計を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期途中で役員が退任した時、後任の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第9条 保存会の総会は、会長が招集し、その議長となる。

2 保存会の総会は、次に掲げる事項を審議し、及び議決する。

- (1) 役員選任に関する事
- (2) 事業計画の策定に関する事
- (3) 予算及び決算に関する事
- (4) 規約の制定及び改廃に関する事
- (5) 保存会への入会及び退会に関する事
- (6) 前各号までに掲げるもののほか、会長が必要と認めた事項

3 保存会の総会は、会員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 保存会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知を受けた事項について、書面をもって表決し、または代理出席させることができる。この場合において、第3項及び前項の適用については総会に出席したものとみなす。

6 会長は、特に必要があると認めるときは、総会に会員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

7 会長は、前各項の規定にかかわらず、軽易な事項または緊急を要する事由があると認めるときは、書面の方法により会議を開くことができる。

(会長の専決処分)

第10条 会長は、保存会の総会を招集する暇がないと認めるときは、前条第2項各号に掲げる事項について専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを総会に報告し、その同意を求めなければならない。

(事務局)

第11条 保存会の事務を処理するため、事務局を岐阜市ぎふ魅力づくり推進部文化財保護課に置く。

- 2 事務局長は、岐阜市ぎふ魅力づくり推進部文化財保護課長をもって充てる。
- 3 前2項に掲げるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会計)

第12条 保存会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 保存会の会計年度は、毎年4月1日（この規約の施行の日が属する年度においては、当該施行の日）に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 3 会計年度に属すべき出納の整理期間は、当該会計年度の末日の翌日から2か月を経過する日までとする。
- 4 会計年度末において余剰金が生じた場合は、翌年度以降の事業に充てる経費として積み立てることができる。

(雑則)

第13条 この規約に定めるもののほか、保存会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成19年5月8日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年4月14日から施行する。